

岩手海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、底はえなわ漁業について、次のとおり制限する。

平成20年11月11日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

- 制限期間 平成20年11月11日から平成21年3月31日まで
- 操業の届出
 - 次のいずれにも該当する者は、漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に底はえなわ漁業操業届出書（様式第1号）により、届出をしなければならない。
 - 岩手県内に住所を有する者であって、制限期間に動力漁船を使用する底はえなわ漁業を操業しようとするもの
 - 岩手県と青森県との境界にある境石より新太鼓石を見通した線以南から岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線までの岩手県地先海面で操業しようとする者
 - (1)の届出は、漁業協同組合において一括して取りまとめるものとする。この場合において、漁業協同組合は、底はえなわ漁業操業届出総括表（様式第2号）を添付しなければならない。
- 届出済証の交付
委員会は、2の届出をした者に対して、底はえなわ漁業操業届出書に、岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年海区漁業調整委員会公示第2号）第16条に規定する委員会の公印を押印し、届出済証として交付するものとする。
- 操業の条件及び制限
 - 底はえなわ漁業に従事する者は、岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第60条の規定を遵守しなければならない。
 - 2の届出をした者は、操業しようとするときは、3の届出済証を漁船に備え付けておかななければならない。
 - 2の届出をした者は、平成21年5月31日までに委員会に平成20年度底はえなわ漁業漁獲成績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 変更の届出
 - 底はえなわ漁業操業届出書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に底はえなわ漁業操業変更届出書（様式第4号）により、届出をしなければならない。
 - 変更の届出については、3及び4を準用する。

様式第1号

底はえなわ漁業操業届出書		平成 年 月 日
岩手海区漁業調整委員会会長	様	住所 氏名 印
下記のとおり操業しますので、届け出ます。		
1 制限期間	平成20年11月11日から平成21年3月31日まで	
2 操業区域	岩手県と青森県との境界にある境石より新太鼓石を見通した線以南から岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線までの岩手県地先海面	
3 使用漁船		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数	トン	

(4) 機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日	
底はえなわ漁業操業届出済証	
岩手海区漁業調整委員会 印	

備考1 添付書類として印鑑証明書及び漁船原簿謄本各1部を添付すること。

2 漁船の所有者と使用者が異なる場合、所有者と使用者の住所と氏名を併記の上、両者の印鑑証明を添付すること。

様式第2号

底はえなわ漁業操業届出総括表

漁業協同組合

一連番号	申請者		船名、総トン数及び漁船登録番号	機関の種類及び馬力数	添付書類		
	住所	氏名又は名称			底はえなわ漁業操業届出書	印鑑証明書	漁船の登録の謄本等

備考 添付書類欄には、○印を付すること。

様式第3号

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名 印

平成20年度底はえなわ漁業漁獲成績報告書

操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

漁船	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	備考
所要経費	人件費	燃料費	漁具費	その他経費	計(千円)

月	操業日数	主な魚種別漁獲量(kg)					金額(千円)
		まだら	すけそうだら			計	
11							
12							
1							
2							
3							
計							

備考 漁船の所有者と使用者が異なる場合、所有者と使用者の住所と氏名を併記すること。

様式第4号

底はえなわ漁業操業変更届出書

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長

様

住所

氏名

印

下記のとおり変更して操業しますので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 制限期間 平成20年11月 日から平成21年3月31日まで
- 2 操業区域 岩手県と青森県との境界にある境石より新太鼓石を見通した線以南から岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東線までの岩手県地先海面
- 3 使用変更漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数 トン
 - (4) 機関の種類及び馬力数 馬力

平成 年 月 日

底はえなわ漁業操業変更届出済証

岩手海区漁業調整委員会 印